

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第1区分

【発行日】令和6年6月20日(2024.6.20)

【国際公開番号】WO2023/054005

【出願番号】特願2023-551318(P2023-551318)

【国際特許分類】

H 0 1 M 50/595(2021.01)

H 0 1 M 50/586(2021.01)

H 0 1 M 10/0587(2010.01)

H 0 1 M 10/04(2006.01)

H 0 1 M 50/531(2021.01)

10

【F I】

H 0 1 M 50/595

H 0 1 M 50/586

H 0 1 M 10/0587

H 0 1 M 10/04 W

H 0 1 M 50/531

【手続補正書】

20

【提出日】令和6年1月18日(2024.1.18)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0032

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0032】

図6は、従来の円筒形電池110における図3に対応する拡大模式断面図であり、図7は、円筒形電池110における図5に対応する絶縁テープ150の貼付方法について説明する図である。図6及び図7に示すように、従来の円筒形電池110では、基材191の片面全面に均一の厚さの糊剤192が塗工され、絶縁テープ150が均一の厚さを有する。したがって、正極リード20が接合された正極集電体61の一方側面において、第1対向部171と正極リード20を含む部分の厚さと第2対向部172と正極合剤層62を含む部分の厚さの差(図6にCで示す寸法)が、第2対向部172の厚さ(図6にDで示す寸法)と比較して大きくなる。このように、従来の円筒形電池110では、第1対向部171と正極リード20を含む部分の厚さが大きくなるだけでなく、C Dとするには正極リード20の厚さを薄くする必要があるため、正極リード20の電気抵抗の低減が困難となる。

30

40

50